

③ 校内でのけがにかかわり誓約書と慰謝料の要求があった。

子供が階段で転倒し、足を捻挫した。養護教諭が応急処置をした上で、保護者に連絡をとり、かかりつけ医まで付き添って行った。診察の結果、骨には異状はなく、しばらく安静にして、痛みがあれば湿布薬を貼ればよいとのことだった。

翌日、保護者が子供を送ってきたので、副校長が心配をかけたこととお詫びすると、「子供は去年も体育館の入口で転んで腕を骨折し、運動会に出られなかった。毎年けがをするのは、この学校の施設の不備のせいである。子供の目線で日頃から施設を点検しておけば、危険箇所は見付かるはずなのに、それを怠ったのではないか。二度と子供にけがをさせないという誓約書を書いてほしい。また、何度もけがをして不安な思いをさせられたのだから、慰謝料を支払ってほしい。」と言われた。

学校は子供にとって安全な場所でなくてはなりません、注意していても残念ながら校内でけがをする子供がいます。

保護者にしてみれば、一度のけがでも心配なのに、毎年けがが続くようでは、安心して子供を行かせることができない、二度とけがをさせない確約がほしいと思う気持ちも分かります。学校としてどこまで対応する必要があるのでしょうか。

ヒント1 誓約書や慰謝料の要求に過剰に反応しない。

- ・ 誓約書や慰謝料を要求されたからといって、厄介な問題であると思うと、自分の言動にその意識がにじみ出て、保護者に伝わってしまいます。
- ・ 大切な我が子が心配でたまらない気持ちや、安全であるべき学校に裏切られた思いなどが複雑に入り混じっている状態であること、誓約書や慰謝料を要求せずにはいられない気持ちを理解します。
- ・ 気持ちを理解していることを言葉や態度で示しながら、「自分のことを分かってくれた、学校は考えてくれている。」という保護者の実感につなげていきます。
- ・ 話し合いを続ける中で、学校との関係が再構築され、誓約書や慰謝料のことを取り下げる場合も考えられます。

ヒント2 学校としてできることは積極的に行う。

- ・ 子供が2年連続で校内でけがをしたという事実に対しては、丁寧にお詫びをします。
- ・ 子供が心配であるという保護者の気持ちを理解し、心配をかけたことについても重ねてお詫びの言葉を述べます。
- ・ これからの安全配慮については努力をしていくが、学校という場所が子供が体を動かす場所である以上、事故が絶対に起こらないとは言い切れないので、残念ながら誓約書については出すことができないと丁寧にお断りします。
- ・ 学校ではスポーツ振興センターの災害給付金以上の補償はできないことをはっきりと伝え、慰謝料についてはお断りします。

ヒント3 再発防止のための努力を示す。

- ・ 学校として改めて校舎内の危険箇所の点検を行うとともに、毎月の安全点検を的確に行えるように、教職員で共通理解を図ります。
- ・ 校内でのけがの発生場所やけがの種類等を分析して、子供たちにもけがの予防について知らせるとともに、子供の体力向上の取組み等にけがの予防の視点を取り入れます。
- ・ 当該の保護者だけでなく、全ての保護者に対して学校としての再発防止のための取組状況を周知し、家庭と連携しながら子供のけがの予防について努力していくことを理解・協力してもらうようにします。

【学校の対応とその後の状況】

- ・ 校長・副校長・養護教諭・学級担任が保護者と話し合う場を設定した。
- ・ 改めて子供がけがをして心配をかけたことについて、学校としてお詫びをした。
- ・ 誓約書と慰謝料が欲しいという気持ちは分かるが、学校としては残念ながらどちらも出せないと伝えると、保護者は怒りをあらわにした。
- ・ 形だけの誓約書ではなく、学校として再発防止に全力を尽くすことが大切と考えていること、慰謝料については制度上難しいことを繰り返し丁寧に説明した。
- ・ 保護者は不服そうに帰っていったが、その後、誓約書も慰謝料についても話が出ることはなかった。子供の捻挫も快復し、体育の授業にも支障がない状態になった。